

**厚生労働省のEBPM推進に係る有識者検証会
検証結果取りまとめ**

令和5年2月9日

厚生労働省のEBPM推進に係る有識者検証会

目次

はじめに	1
1 厚生労働省のE B P M推進に係る有識者検証会における検証事項.....	2
2 検証結果取りまとめ.....	3
(1) ロジックモデルの点検・助言・効果検証方法等の精度向上に係る検証.....	3
(ア) 令和4年度のE B P M実践の取組の検証.....	3
(イ) 過年度選定のE B P M実践事業の取組の検証	5
(2) 次年度のE B P Mの実践に向けた検証.....	6
(ア) 事業のスクリーニング基準（選定基準・除外基準）に係る検証.....	6
(イ) 予算過程での反映方法に係る検証.....	8
(ウ) 事後の効果検証スキーム等の精度向上に係る検証.....	10
(エ) その他E B P Mの取組に関する全体スキームに係る検証	11
参考資料	
参考1 厚生労働省のE B P M推進に係る有識者検証会開催要綱.....	13
参考2 検証会の開催状況等.....	15
参考3 第1回厚生労働省のE B P M推進の推進に係る有識者検証会資料.....	16
参考4 第2回厚生労働省のE B P M推進の推進に係る有識者検証会資料.....	59
参考5 第3回厚生労働省のE B P M推進の推進に係る有識者検証会資料.....	127

はじめに

当検証会は、厚生労働省統計改革ビジョン 2019 工程表（令和元年 10 月 8 日）（以下「工程表」という。）等に基づき、外部有識者による E B P M の実践状況の検証等を行い、E B P M の更なる推進を図ることを目的として、厚生労働省から委託されたデロイト トーマツ コンサルティング合同会社が参集を求めて開催されたものであり、令和 4 年 9 月 21 日から令和 5 年 2 月 9 日まで計 3 回にわたり、厚生労働省における E B P M の推進に係る取組について検証を行った。

本取りまとめは、以上の検証結果を当検証会の責任において取りまとめたものであり、厚生労働省においては本取りまとめにおける指摘等を踏まえ、今後の E B P M の推進に係る取組を進めることを期待する。

なお、内閣官房行政改革推進本部事務局は、年度ごとに E B P M の取組方針（以下「行革方針」という。）を作成し、各府省はその行革方針に沿った対応が求められることから、厚生労働省における E B P M の推進に当たっては、行革方針との整合性を図りつつ検討することが必要である。

1 厚生労働省のE B P M推進に係る有識者検証会における 検証事項

厚生労働省のE B P M推進に係る有識者検証会では、以下の点を検証事項として検証を行った。

(1) ロジックモデルの点検・助言・効果検証方法等の精度向上に係る検証

(ア) 令和4年度のE B P M実践の取組の検証

令和4年度のE B P M実践事業に対し、ロジックモデルの点検・助言・効果検証方法等の検証を行った。

(イ) 過年度選定のE B P M実践事業の取組の検証

令和2年度、令和3年度におけるE B P M実践事業に対し、その取組状況についてフォローアップを通じて検証を行った。

(2) 次年度のE B P Mの実践に向けた検証

(ア) 事業のスクリーニング基準（選定基準・除外基準）に係る検証

令和4年度のE B P M実践事業の選定基準・除外基準について検証を行った。また、重点フォローアップ事業及び効果検証対象事業の選定基準についても検証を行った。

(イ) 予算過程での反映方法に係る検証

E B P Mがより普及・浸透するために必要な予算過程での反映方法（評価方法や活用方策など）について検証を行った。

(ウ) 事後の効果検証スキーム等の精度向上に係る検証

E B P M実践事業実施後の効果検証方法等について検証を行った。

(エ) その他E B P Mの取組に関する全体スキームに係る検証

その他省内のE B P Mの普及・浸透及び質の向上を図るために必要な全体スキームについて検証を行った。

2 検証結果取りまとめ

前項1で示した各検証事項について、検証結果は以下のとおりである。

(1) ロジックモデルの点検・助言・効果検証方法等の精度向上に係る検証

(ア) 令和4年度のEBPM実践の取組の検証

①厚生労働省の取組

厚生労働省では、後述の(2)(ア)に記載の選定基準に沿って、令和4年度のEBPM実践事業を選定し、選定された実践事業のうち、除外基準に該当するものを除き、以下の観点に基づき、エビデンスの活用、ロジックモデルの記載内容及び要素項目間の論理的整合性、効果検証方法及び指標設定の妥当性などを中心に点検を行った。点検項目は、必ず修正が必要な必須項目と、修正が望ましい推奨項目の2種類を設定した。

次に、上記実践事業の中から重点フォローアップ事業を選定し、ロジックモデルの修正と将来の効果検証を可能にするための方法について点検し、コメントを作成した。点検項目は上述の項目と同じである。また、各事業の効果検証方法については、具体的な分析手法や必要な変数(データ)、活用できる統計等を併せて提示した。

【ロジックモデルの点検の主な観点】

現状分析・課題
<ul style="list-style-type: none">● エビデンス（統計等データや研究成果）やデータ出典を示しながら記入されているか。● 現状分析と課題の書き分けがされているか。
事業概要・アクティビティ
<ul style="list-style-type: none">● 事業概要とアクティビティの内容が一貫しているか。● アクティビティは実施項目別に細分化・具体化されているか。
アウトプット
<ul style="list-style-type: none">● アクティビティに応じたアウトプットが記入されているか。
アウトカム（短期・長期）
<ul style="list-style-type: none">● 事業の期待される成果として、定量的な指標が可能な範囲で設定されているか。● 目標達成時期が設定されているか。

<p>ロジックの確認①【インプット⇒アクティビティ⇒アウトプット⇒アウトカム⇒インパクトの論理展開の妥当性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 要素項目間（アクティビティ・アウトプット・アウトカム）の流れに論理的整合性が成立しているか。 ● 短期アウトカムと長期アウトカム間で飛躍がないか。
<p>ロジックの確認②【課題解決の手段としての当該事業（アクティビティ）の妥当性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 当該事業を行うことで課題が解決できることをエビデンス（統計等データや研究成果）を用いて記入されているか。 ● 参照しているエビデンスが妥当か。
<p>効果検証方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ● PICO が適切に設定されているか。 ● 比較対象の設定（例：実施地域と未実施地域）が妥当か。 ● 分析に必要なデータの収集方法が事前に検討されているか。
<p>指標の目標水準及び目標達成時期の設定理由</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 指標の設定理由ではなく、指標の目標水準の設定理由（具体的な数値の根拠）が記入されているか。 ● 目標達成時期の設定理由が妥当か。
<p>指標を算出する調査名等</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 定量的な指標を設定している場合、指標の算出に用いる調査名等が適切に記入されているか。

②検証結果

令和4年度に実施したロジックモデルの点検・助言・効果検証方法等については、ロジックモデルや効果検証方法等の精度向上に寄与することから、おおむね妥当である。また、令和4年度の重点フォローアップ事業では、令和6年度の効果検証に向けて、事業の実施前にリサーチデザインの実現可能性も考慮しつつ、事業担当課室に対して提案を行っている。こうした取組はEBPMの普及・浸透及び質の向上に向けて厚生労働省における恒常的な取組となることを目指して実施すべきである。ただし、以下の点について留意が必要である。

(i) ロジックモデルの点検・助言の検証

ロジックモデルについては、初回提出時点における「問題なし」の事業の割合を高めることを目指すのであれば、政策部局にEBPMの実践を依頼する際に、事例を参考資料として提供することが望ましい。

また、ロジックモデルを作成する際には、アクティビティとアウトプットが1対1で対応していることを明示するため、項番を振るなど、記載方法を工夫することが望ましい。

さらに、アウトプットとアウトカムの違いは、EBPMの基礎的知識として全ての省内職員が理解すべきであることから、EBPM研修やロジックモデルの記入要領の内容を充実するなど、より一層分かりやすくすることが望ましい。

(ii) 効果検証方法等の検証

効果検証については、既存のデータをどの程度使用できるかによって、アウトカムの設定自体が変わると考えられる。また、アウトカムの設定の前提として仮説を立てる際にもどのようなデータが活用できるかが重要である。

リサーチデザインの作成に当たっては、どの程度の厳密な効果検証が必要となるか検討しておくことが必要である。その際、処置群と対照群の設定が重要となるため、リサーチデザイン支援を行う際には留意すべきである。

(イ) 過年度選定のEBPM実践事業の取組の検証

① 厚生労働省の取組

令和2年度、令和3年度に選定した重点フォローアップ事業について、効果検証に向けて定期的にフォローアップを行った。

また、令和2年度、令和3年度の効果検証対象事業について、2年後に当たる令和4年度、令和5年度に実施予定の効果検証に向けて、事業の実施状況やデータの取得状況等について事業担当課室へのヒアリングを行った。ヒアリングの結果、当初予定していた効果検証が実施できないことが想定される場合は、代替案となる効果検証方法を支援した。

② 検証結果

令和2年度、令和3年度に選定したEBPM実践事業については、定期的にフォローアップを行うとともに、必要に応じて当初予定していた効果検証の代替案を提案しており、おおむね妥当である。

ただし、効果検証対象事業は、事業実施後に効果検証ができるよう、引き続きリサーチデザインを作成する必要がある。また、実際に効果検証を実施する段階で、ロジックモデルの記載内容どおりに実施できるかどうかについて確認が必要である。その際、データが取得できなかった場合の代替手段も検討が必要である。

効果検証が当初の予定どおりに実施できず、ロジックモデルを修正した場合は、ロジックモデルがどのように修正されたかという記録を残すとともに、効果検証が当初の予定どおりに進まない理由も記録しておくことが望ましい。

さらに、過年度の効果検証対象事業については、3年スキームの終了段階でこれまでの取組をどのように総括するか検討することが望ましい。

(2) 次年度のEBPMの実践に向けた検証

(ア) 事業のスクリーニング基準（選定基準・除外基準）に係る検証

① 厚生労働省の取組

厚生労働省では、令和4年度のEBPM実践事業の中から重点フォローアップ事業を選定し、さらに、重点フォローアップ事業の中から効果検証対象事業を選定した。

EBPM実践事業、重点フォローアップ事業及び効果検証対象事業の選定基準等は以下に示すとおりである。

【EBPM実践事業の選定基準】

令和5年度予算要求事業のうち、事業の特性上EBPMになじまないもの等（除外基準に該当するもの）を除き、下表に該当する事業について、ロジックモデルを作成した。

①	新規事業	新規に予算要求する事業であり、要求額が1億円以上の事業
②	モデル事業	本格的な事業展開に先立って、規模や対象を限って一定の手法を実践することなどを通じ、有効性を検証する事業 ただし、過年度にEBPMの実践対象となった事業を除く。
③	大幅見直し事業	対前年度予算額50%以上増加する事業であって、かつ、増加分の差額が1億円以上の事業
④	①に該当しない新規事業 又は ③に該当しない既存事業	※ 部局単位で①～③に該当する事業が1つもない場合 ①以外の新規事業(新規事業がない場合は③以外の既存事業)のうち、最も要求額が大きい事業(部局単位) なお、本欄は財務省主計局への概算要求提出時まで適用する。

注 年度途中で補正予算対応となった事業についても、令和5年度に事業を継続する場合は、引き続き本年度の実践事業とする。

【E B P M実践事業の除外基準】

i	事業の内容が、現状分析・課題分析を目的とした事業
ii	司法判断により国が実施義務を負うことが明らかな事業
iii	現在の事業において採用されている手法に代わりうる有効な手法を検討することが困難な事業 (外交的判断で意思決定されており、原局レベルで代替案を検討することができない事業等を想定。個別協議の上、判断)
iv	効果検証実施年度（令和6年度）までに終了する事業（モデル事業を除く。）
v	政策目的から遡った政策手段の検討余地がない事業（義務的経費の支出、システム改修、施設整備などの事業で、既定方針の実施過程にあるもの）

注 上記 i～v 以外に、特殊事情により E B P M の実践が困難な場合には、個別協議の上、判断する。

【重点フォローアップ事業の選定基準】

1	内閣官房行政改革推進本部事務局の基準に該当する事業 <ul style="list-style-type: none"> ● 新規予算要求事業（10億円）以上の事業
2	厚生労働省の E B P M 実践事業の中から、以下①②に該当する事業 <ol style="list-style-type: none"> ① 事業特性として妥当である事業 <ul style="list-style-type: none"> ● 効果検証を実施するうえで、アウトカムの分析が困難な事業及び費用対効果が十分に見込めない事業は、今年度の重点フォローアップ事業の対象外とする。 ② データの取得可能性が高い事業 <ul style="list-style-type: none"> ● 定量的な分析をするためのデータの取得可能性が高いこと、また、処置群の事前・事後データの取得可能性が高いことを重点フォローアップ事業への選定条件とする。 ● 加えて、以下の基準に応じて、想定される効果検証の分析レベルを判断する。 <ol style="list-style-type: none"> I) 対照群を設定し、事業の非対象者の事前・事後データの収集が期待できるか。 II) 効果検証を実施するうえで十分なサンプルサイズが期待できるか。
⇒同一課室で複数の事業が選定される場合、分析レベルが高い事業を優先し、一課室一事業に限定する。	

【効果検証対象事業の選定基準】

1	検証の費用対効果の観点 <ul style="list-style-type: none">● 分析結果が事業の改善改良に寄与するか。● 省内の他領域にも参照される事業特性を有しているか。● 今後の業務負担や事業の継続性はどうか。（会計課意見）● 事業内容が教科書的事例であったり、データの活用や政策の重要性について特筆すべきものがあるか。
2	実行可能性の観点 <ul style="list-style-type: none">● 公的統計や事業で取得する情報など、分析に必要なデータが利用可能か。● エビデンスレベルの高い分析手法を活用できるか。● データの共有や分析結果の公開に大きな障壁がないか。● 令和5年度又は令和6年度中に有益な分析が可能か。
3	事業バランスの観点 <ul style="list-style-type: none">● 政策分野のバランス（労働領域と厚生領域のバランスなど）が取れているか。● 新規事業やモデル事業などの事業類型のバランスが取れているか。

③検証結果

令和4年度のEBPM実践事業の選定基準・除外基準、重点フォローアップ事業及び効果検証対象事業の選定基準については、EBPMの普及・浸透や事業の領域バランス等の観点から、おおむね妥当である。

ただし、重点フォローアップ事業の選定基準のうち、データの取得可能性については、既存のデータのみならず、今後、取得できるデータやランダム化比較実験（RCT）のような検証で得られる実験データなど、多義的に使用されるものが含まれることから、用語の使い方に検討の余地がある。

（イ）予算過程での反映方法に係る検証

①厚生労働省の取組

厚生労働省では、工程表等を踏まえ、EBPMをより一層推進するため、予算過程とEBPMの一体的取組として、省内の予算検討・要求過程においてロジックモデルの作成・活用などを積極的に行うとともに、作成したロジックモデルは事業内容に応じ、ロジックモデル等を活用することが有効と考えられる場合には、財務省主計局への説明にも活用した。また、行革方針に基づいて、行政事業レビューにおいても、ロジックモデルを活用した。

主な取組は以下のとおりである。

厚生労働省の予算（検討・要求）過程における活用	
令和5年度予算（検討・要求）過程における活用	
令和4年4月以降	各部局において、予算要求内容の検討（ロジックモデルの作成）
6月中旬～	各部局のロジックモデルをEBPM推進チーム事務局で確認し、修正案を提示し調整（18事業）
7月上旬～	各部局は会計課説明において、ロジックモデルを活用（令和4年度の実践事業は17事業）
8月末～	財務省主計局説明においても、ロジックモデルを活用（令和4年度の実践事業は17事業）
12月末	政府予算案の内示（ロジックモデルに修正があれば反映）
行政事業レビューにおけるロジックモデルの活用	
6月2日	公開プロセスにおいて、ロジックモデルを活用（5事業）
11月9日	秋の行政事業レビューにおいても、ロジックモデルを活用（1事業）

このような予算過程とEBPMの一体的取組を行った結果、以下のような課題が散見された。

- ロジックモデルは、論理展開の妥当性の確認などに一定の有効性が認められるが、説明資料としては十分に活用されていないケースがあった。
- 最も要求額が大きい事業の中からEBPM実践事業を選定する場合、EBPMになじむ事業か否かの部局内の調整に時間を要し、提出期限までに提出されず、会計課説明までにロジックモデルのブラッシュアップが間に合わないケースがあった。また、このような場合、EBPM実践担当者研修が受講されないケースがあった。

②検証結果

令和5年度予算過程におけるロジックモデルの活用や実践を通じた課題への認識は、EBPMの更なる推進の観点から、おおむね妥当である。

ただし、予算過程でのロジックモデルの活用については、ロジックモデルを説明する側だけでなく、会計部局など説明を受ける側の方でもロジックモデルに対する理解を深めることが望ましい。

(ウ) 事後の効果検証スキーム等の精度向上に係る検証

① 厚生労働省の取組

厚生労働省では、前述 2 (2)(ア)に記載のスクリーニング基準に沿って、令和 4 年度の E B P M 実践事業の中から重点フォローアップ事業を選定し、当該事業の効果検証方法について、具体的な分析手法や必要な変数(データ)、活用できる統計等を事業担当課室へ提示した。また、重点フォローアップ事業から効果検証対象事業を選定した。さらに、過年度の E B P M 実践事業のうち、平成 30 年度の E B P M 実践事業「第 3 期がん対策推進基本計画(特にがん検診受診率に着目して)」及び令和 3 年度の E B P M 実践事業「障害福祉分野の I C T 導入モデル事業」について効果検証の分析を行った。

主な取組は以下のとおりである。

令和 4 年度の効果検証の取組における現状
<ul style="list-style-type: none">● 令和 2 年度 of E B P M 実践事業は、令和 4 年度が効果検証の実施年度に当たるため、事業効果を検証(自己点検)● 令和 3 年度 of E B P M 実践事業は、令和 5 年度 of 効果検証に向けて、事業を実施● 令和 4 年度 of E B P M 実践事業の中から、重点フォローアップ事業(9 事業)を選定し、効果検証手法等を提示(令和 6 年度に向けて)● 重点フォローアップ事業の中から、効果検証方法の精度向上を図るため、効果検証対象事業(2 事業)を選定(令和 6 年度に効果検証を実施)● 平成 30 年度及び令和 3 年度 of E B P M 実践事業について効果検証の実施(2 事業)● 効果検証方法等に係る相談支援(よろず相談)の実施● 事例集を作成し、効果検証を含めた好事例を横展開● 効果検証結果を踏まえた事業の改善

なお、令和 4 年度 of E B P M 実践事業は、事業実施が令和 5 年度となることから、効果検証は令和 6 年度に実施することとなる。令和 6 年度に実施する効果検証の取組(予定)は以下のとおりである。

令和 4 年度 of E B P M 実践事業の効果検証(令和 6 年度 of 効果検証)の取組(予定)
<ul style="list-style-type: none">● 令和 4 年度 of E B P M 実践事業については、令和 5 年度 of 事業実施後の令和 6 年度に事業効果を検証(自己点検)● 効果検証方法等に係る相談支援(よろず相談)の実施● 事例集を作成し、効果検証を含めた好事例を横展開● 効果検証結果を踏まえた事業の改善

また、令和2年度、令和3年度のE B P M実践事業についてフォローアップを行った結果、以下のような課題が散見された。

E B P Mの効果検証の取組の課題

- 効果検証に取り組むに当たり、人的（効果検証を実施し、その結果を分析できる専門的人材）、予算的（効果検証のための調査を実施する予算、効果検証方法に関連する予算など）、時間的リソースが不足している。
- 効果検証を事業に組み込んで実施している事業がある一方で、厳密な効果検証を必要としていない事業も多くみられた。
- 効果検証手法については、データの取得（特に対照群の設定や事業実施前のデータ取得など）が困難なことから、提示した分析のレベルを下げるケースがあった。
- 新型コロナウイルス感染症の影響により、円滑な事業の実施が困難となったため、効果検証ができないケースがあった。

②検証結果

事後の効果検証スキーム等については、E B P Mの普及・浸透及び質の向上の観点から、おおむね妥当である。

ただし、効果検証の取組の課題のうち、短期アウトカムの分析については、時間的リソースが不足していることが大きな要因と考えられる。このため、3年スキームの中で成果を出すことや、効果検証に割くことができる時間が限られていることなど、時間的リソースの制約をどのように回避するかが重要である。

(エ) その他E B P Mの取組に関する全体スキームに係る検証

E B P Mをより一層推進するに当たっては、レセプト情報・特定健診等情報データベース（NDB）など様々な行政記録情報を活用していくことが重要である。一方で、事業担当課室においては、活用可能なデータを認知していないケースがあるため、行政記録情報の所在情報について情報共有を進める必要がある。また、行政記録情報を定量的な分析に活用するためには、データ整備にも注力することが望ましい。

さらに、E B P Mの取組の中で実施した効果検証のうち、学問的価値がある分析については、論文にして広く公開することなどを通じて、官学のコミュニケーションの新たな方向性を打ち出していくことが望まれる。